

京都府児童ポルノの規制に関する条例（仮称）（案）に対する意見

京都市P T A連絡協議会

京都府におかれては、児童ポルノの被害から子どもたちを守るため、このたび、全国で最も厳しい条例を制定されることに敬意を表します。

京都市P T A連絡協議会（以下「市P連」）では、これまでから、「子どもを共に育む京都市民憲章」を行動指針とし、「人づくり21世紀委員会」と連携して、「児童虐待」「薬物」「エイズ」「インターネット・携帯電話」「児童ポルノ」など、子どもたちの「いのち」の育ちに関わる問題に焦点をあて、取組を進めてきました。

特に、昨年5月からは、社会問題化する「児童ポルノ問題」について、「児童ポルノは絶対に許さない」という強い使命感を持って、規制強化や被害児童の支援等を求める緊急署名活動を行い、約6万8千筆の署名を添えて7月には政府に、また8月には京都府知事に対して要望を行ったところです。

今回の条例案は、子どもたちの被害を最大限防止する観点から、1年間もの年月をかけ、あらゆる方面から丁寧に議論された結果、単純所持の禁止や、廃棄命令が盛り込まれるなど、私たちが要望してきた内容を忠実に取り上げていただき、全国の先駆けとなる素晴らしい条例として大いに評価しています。

一方、条例策定の過程において、条例の限界として多くの課題が存在したことも十分に理解していますが、個人の趣味、個人の権利など、大人の都合や事情を超えて、何よりも社会の宝である子どもの「いのち」を守る社会を構築することが、今、求められています。そして、その実現のためには、「大人として、子どもたちに何ができるか」という視点で、個人の枠を超え、企業、行政も一体となって、大人や社会の責任として、取り組まなければならないと考えています。

今回の条例案については、実在する子どもの人権の保障の観点が出発点となっていますが、例えば、漫画やアニメであっても、子どもたちの健全育成に様々な影響を及ぼし、被害を誘発する可能性があることから、今後は、その危険性について検討されるとともに、全国の先行モデルとなり、実効ある条例となるよう、議論を重ねていくことも重要であると考えています。

また、児童ポルノ禁止法の改正案については、8月上旬に民主党案が提示されましたが、『個人的所持の禁止範囲』や『漫画・アニメを対象とするか』等について、既に国会に提出されている自民・公明党案から一歩後退した内容となっています。国においては、このように軸足が定まらずかつ及び腰である姿勢や、度々国会で議論の俎上に乗っても廃案となる過去の経験に少なからず不安を感じますが、この条例で先行して規制することによって、より厳しい法整備がなされていくことも期待しています。

私たちは、子どもたちの健やかな成長に影響を及ぼす様々な課題に、「子どもを真ん中」にして向き合い、連携して取組を進めていくとともに、今後は、京都市P T Aフェスティバルや研修会等を通じて取組を広く発信し、京都だけでなく、全国にその輪を広げていく決意です。

最後に、このたび示された条例案について、しかるべき手続きの後、早期に公布、施行されることも要請して、市P連の意見とさせていただきます。